

令和8年度（2026年度）
熊本県青少年育成県民会議 総会

日 時：令和8年（2026年）5月25日（月）

午後2時～午後4時

場 所：熊本県庁本館地下大会議室



熊本県青少年育成県民会議

目次

【総会提出議案】

第1号議案 役員の承認について	1
第2号議案 令和7年度（2025年度）事業報告について	2
第3号議案 令和7年度（2025年度）歳入歳出決算及び監査報告について	8
第4号議案 令和8年度（2026年度）活動方針及び事業計画（案）について	11
第5号議案 令和8年度（2026年度）歳入歳出予算（案）について	17

【参考資料】

熊本県青少年育成県民会議規約	19
役員名簿	23
会員名簿	24
賛助会員名簿	32

第1号議案

役員の承認について

異動等により旧役員が辞任したことに伴い、規約第8条第2項の規定により、次のとおり新役員を会長が選任したので、承認を求めます。

役職名	新役員		旧役員	
	所属機関及び職名	氏名	所属機関及び職名	氏名
副会長	熊本県環境生活部 県民生活局長	浦田 武史	熊本県環境生活部 県民生活局長	中川 博文
理事	熊本県保護司会連合会 会長	石橋 綾	熊本県保護司会連合会 会長	中山 哲行
理事	熊本県スポーツ推進委員 協議会 会長	渡邊 享	熊本県スポーツ推進委員 協議会 会長	竹本 耕治
理事	熊本県青年国際交流機構 会長	安永 愛子	熊本県青年国際交流機構 会長	浜本 里菜子
理事	熊本日日新聞社 編集局地域報道本部 社会担当部長 兼論説委員	太路 秀紀	熊本日日新聞社 地域報道本部社会担当 部長兼論説委員	渡辺 哲也
理事	熊本県公立高等学校長会 会長	前田 浩志	熊本県公立高等学校長会 会長	田中 篤
理事	熊本県小学校長会 会長	下田 恭裕	熊本県小学校長会 会長	西方 浩一

任期：選任の日から令和9年5月31日まで

第2号議案

令和7年度（2025年度）事業報告について

1 青少年育成県民運動の総合的な推進

(1) 県民会議の運営

○ 役員会

- ① 期 日 令和7年（2025年）5月13日（火）
午後2時～午後4時
- ② 場 所 熊本県庁防災センター3階 303会議室
- ③ 内 容 総会提出議案の承認

○ 総会

- ① 期 日 令和7年（2025年）5月22日（水）
午後2時～午後4時
- ② 場 所 熊本県庁地下大会議室
- ③ 内 容

ア 議 事

- ・ 第1号議案 役員承認について
- ・ 第2号議案 役員選任について
- ・ 第3号議案 令和6年度（2024年度）事業報告について
- ・ 第4号議案 令和6年度（2024年度）歳入歳出決算及び監査報告について
- ・ 第5号議案 令和7年度（2025年度）活動方針及び事業計画（案）について
- ・ 第6号議案 令和7年度（2025年度）歳入歳出予算（案）について

イ 講 演

- ・ 講 師 熊本少年鑑別所 岡崎 昌樹 氏
- ・ 演 題 「少年鑑別所における最近の非行の傾向と特徴」

(2) 市町村民会議との連携

○ 市町村民会議との情報共有

「青少年育成市町村民会議の概況」を作成し、各市町村民会議へ配布しました。

(3) 青少年の被害・非行防止全国強調月間等の運動の推進

○ 夏の青少年健全育成県民総ぐるみ運動

こども家庭庁主唱の「青少年の被害・非行防止全国強調月間」に呼応し、令和7年（2025年）7月1日から8月31日までの2か月間を運動期間とし、県と県民会議の主唱により市町村、市町村民会議等との連携のもと、啓発活動を実施しました。

(4) 熊本県青少年育成県民会議表彰の実施

青少年の健全育成に関し優れた活動を行っている青少年・青少年育成者を表彰し、その活動を称揚しました。

① 受賞者

- ・ 青少年（個人）の部 8名
- ・ 青少年（団体）の部 3団体
- ・ 青少年育成者（個人）の部 8名
- ・ 青少年育成者（団体）の部 2団体

② 表彰式

令和8年（2026年）3月1日の「家庭の日の集い」にて実施しました。
（「家庭の日」あったか家族コンクール表彰式と同時開催。）

(5) 広報紙「のびのびユースネットくまもと～青少年くまもと～」の発行

県と県民会議が実施する青少年健全育成に関する諸活動の周知のため、令和8年（2026年）3月に6千部を発行し、各小・中学校及び高校、特別支援学校、市町村、青少年育成関係団体、施設等に配布しました。

(6) 青少年育成九州地区会議への参加

「少年の主張県大会」の応募者・参加者増に向けた取組や財源確保策等様々な議題について、九州各県の青少年育成県民会議と情報交換を行いました。（令和8年1月～2月書面開催）

2 青少年の自立と社会参加活動の促進

(1) グローバルジュニアドリーム事業

平成26年度から実施している本事業は、県と熊本市が「友好交流協定」を結んでいる台湾高雄市へ毎年約30名の団員を派遣してきました。

新型コロナウイルスによる派遣中断期間を挟み、令和7年度は6年ぶりにホームステイを再開し、下記日程で県内の小中学生の団員32名、高校生のリーダー6名を熊本青少年大使として、通算9回目の台湾派遣を行いました。

① 期 日

- ・事前研修会 令和7年(2025年)7月19日(土)
- ・本 研 修 令和7年(2025年)7月30日(水)～8月3日(日)
- ・事後研修会 令和7年(2025年)8月23日(土)

② 主 催 熊本県、熊本県教育委員会、熊本県青少年育成県民会議

③ 内 容

- ・高雄市の子どもたちとの交流
- ・高雄市内の施設の視察
- ・ホームステイ
- ・夢講話 等

④ 参加者 小学6年生～中学3年生：32名
高校生：6名

(2) 第47回「少年の主張」熊本県大会

中学生が日頃考えていることや感じていることを発表する機会をつくり、その社会的自覚を深めさせるとともに、青少年問題に関する一般の関心を高めることを目的として開催しました。広く作品を募り、最終選考に残った10名が発表を行い、本県代表1名を選出しました。

① 期 日 令和7年(2025年)8月30日(土)

② 主 催 熊本県、熊本県教育委員会、熊本県青少年育成県民会議、
独立行政法人国立青少年教育振興機構

② 場 所 熊本城ホール

③ 応募数 852点

(3) 団体活動への援助・協力

県内において行われる青少年の健全育成に資する活動2件に対し、名義後援を実施しました。

事業名	実施期間	主催
子どもの豊かな心を育む「子どものための地域公演2025・くまもと」	令和7年5月 ～ 令和8年3月	特定非営利活動法人 熊本県子ども劇場連絡会
令和7年全国地域安全運動	令和7年 10月11日～ 10月20日	公益財団法人全国防犯協会連合会、都道府県防犯協会、都道府県暴力追放運動推進センター、警察庁及び都道府県警察

3 家庭や地域社会の教育機能の回復・充実

(1) 「家庭の日」あったか家族コンクールの実施

家族で共同制作できる絵につき(絵：小学生、説明文：家族)及びフォトにつき(写真：家族、説明文：小中学生)と、熊本県教育委員会が作成した「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」を活用し「インターネットを安全に使うための家庭のルール」を家族で話し合っ
て決める「私たちの1か条」の各コンクールを実施し、家庭団らんの楽しさ、家庭の役割やイ
ンターネットを利用する子ども本人と保護者が一体となって安全利用への意識を高めること
の大切さをPRしました。

- ① 応募期間 令和7年(2025年)12月15日
～令和8年(2026年)1月16日
- ② 主 催 熊本県、熊本県教育委員会、熊本県青少年育成県民会議
- ③ 対 象 者 県内在住の小中学生とその家族
- ④ テ ー マ 「家族で過ごした思い出」
「インターネットを安全に使うための家庭のルール」
- ⑤ 応 募 2, 346点
- ⑥ 表 彰

「絵につき」部門の小学校低学年の部及び高学年の部、「フォトにつき」部門、「私た
ちの1か条」部門の4部門で、各10名、合計40名を表彰し、最優秀賞各1名と優秀賞
各3名については令和8年(2026年)3月1日(日)にホテル熊本テルサで行われた
「家庭の日の集い」で賞状及び副賞を授与しました。奨励賞については、在籍する学校長
を通じて賞状及び参加賞を授与しました。

(2) 家庭の日の集い

「家庭の日」あったか家族コンクールにおいて、各部門の最優秀賞及び優秀賞を受賞された
方を表彰するとともに、本人たちへのインタビュー等を通して家族の交流の場を提供しました。

また、県民会議表彰の表彰式も合同で開催し、各部門代表者による事例発表を通して青少年
健全育成に関する周知を行いました。

- ① 期 日 令和8年(2026年)3月1日(日)
- ② 場 所 ホテル熊本テルサ 3階 たい樹
- ③ 内 容
 - ・ あったか家族コンクール表彰式
 - ・ 熊本県青少年育成県民会議表彰式
 - ・ あったか家族コンクール受賞作品紹介(インタビュー形式)
 - ・ 熊本県青少年育成県民会議事例発表(代表4名)

4 青少年を取り巻く有害環境の浄化と非行防止活動の推進

(1) 有害環境浄化啓発活動

こども家庭庁や県が作成したインターネット安全利用普及啓発グッズを各イベント時に配布しました。

(2) 「家庭の日」あったか家族コンクールにおける「私たちの1か条」部門の実施

インターネットを利用する子ども本人と保護者が一体となって安全利用への意識を高めてもらうために、熊本県教育委員会が作成した「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」を活用し、「インターネットを安全に使うための家庭のルール」を家族で話し合っ決めて「私たちの1か条」部門を、あったか家族コンクールにおいて令和3年度から実施しています。

【参考】（県事業）

○ 有害環境調査

熊本市中心部のカラオケ店に対して深夜の立入規制等の状況について、熊本県少年保護育成条例に基づき立入調査を実施し、深夜における少年の立入を禁止する旨の掲示がない店舗が1店舗あり、指導したところ改善された。

県内各所の書店、コンビニエンスストアに対して有害図書の取扱い状況について、同条例に基づき立入調査を実施し、少年の購入を禁止する旨の掲示のない書店が1店舗あり、指導したところ改善された。

○ 啓発活動

20歳未満喫煙防止啓発イベントにおいて、煙草の販売業者等や関係機関とともに、20歳未満の喫煙防止及び販売防止を呼び掛けた。

第3号議案

令和7年度（2025年度）歳入歳出決算及び監査報告について

令和7年度（2025年度）熊本県青少年育成県民会議歳入歳出決算書

【歳入の部】

（単位：円）

内訳 科目	令和7年度 予算額 (A)	令和7年度 決算額 (B)	増減額 (B)-(A)	摘要
補助金	632,000	632,000	0	
寄付金	385,000	700,000	315,000	TKUマージングフェスティバル ¥500,000 善意銀行 ¥200,000
賛助金	30,000	69,427	39,427	県民会議会員からの賛助金
受託金	700,000	700,000	0	独立行政法人国立青少年教育振興機構 (少年の主張熊本県大会)
雑収入	10	1,890	1,880	預金利息等
未収金	395,838	395,838	0	
繰越金	411,294	411,294	0	
合計	2,554,142	2,910,449	356,307	

【歳出の部】


(単位：円)

内訳 科目	令和7年度 予算額 (A)	令和7年度 決算額 (B)	増減額 (A)-(B)	摘要
1 運営費	150,000	59,741	90,259	
会議運営費	150,000	59,741	90,259	総会・役員会の資料作成、青少年育成九州地区会議出席、運営事務用品等
2 事業費	2,380,000	2,256,768	123,232	
(1) 県民運動推進費	100,000	157,100	▲ 57,100	県民会議表彰等
(2) 普及資料作成費	170,000	163,020	6,980	広報紙作成配布
(3) 少年の主張熊本県大会活動費	800,000	886,378	▲ 86,378	大会の開催及び表彰
(4) グローバルジュニアドリーム事業推進費	1,000,000	664,081	335,919	事前・事後研修会、現地活動費等(県予算で計上していない臨時的経費を支出)
(5) 家庭の日推進事業費	300,000	386,189	▲ 86,189	あったか家族コンクール及び表彰
(6) 非行防止・社会環境浄化活動推進費	10,000	0	10,000	青少年健全育成啓発物品作成費
(7) その他	0	0	0	
3 予備費	24,142	0	24,142	
予備費	24,142	0	24,142	
合計	2,554,142	2,316,509	237,633	
			歳入総額	2,910,449
			歳出総額	2,316,509
			残高	593,940 令和8年度(2026年度)へ繰越


監 査 報 告 書

熊本県青少年育成県民会議に係る令和7年度（2025年度）収支決算については、監査の結果、これを適正と認めます。

令和8年（2026年）4月14日

熊本県青少年育成県民会議 監事 松尾 博之 

令和8年（2026年）4月15日

熊本県青少年育成県民会議 監事 大久保 龍二 

第4号議案

令和8年度（2026年度）活動方針及び事業計画（案）について

第1 活動方針

少子化の進行や生活様式の変化、価値観の多様化、情報化の進展、雇用環境の変化などにより、青少年を取り巻く社会環境は大きく変化しています。そのような中で、ソーシャルネットワーキングサービスの不適切な使用による非行が行われたり、少年による重大事件が発生したりするなど、青少年を取り巻く環境は依然として看過できない状況にあります。

熊本県青少年育成県民会議は、昭和41年11月に設立以来、熊本の次代を担う青少年が誇りと自信を持ち、心豊かにたくましく成長することを願い、青少年健全育成運動に取り組んできました。青少年が未来に希望を持ち、自分で考え、行動できる大人に育つためには、社会全体で青少年を支えていかねばなりません。家庭、学校、地域社会、企業、行政等が連携し、これまで以上に青少年健全育成運動に取り組むことが求められています。

このような状況認識に立ち、次の4つの活動方針のもと、県、市町村、市町村民会議及び青少年関係団体等と連携・協力し、青少年の健全育成活動を推進します。

1 青少年育成県民運動の総合的な推進

青少年育成県民運動が真に成果を挙げていくためには、家庭、学校、地域、行政が連携・協力し、地域に根ざした活動が展開されなければなりません。

そのために、各関係機関の協力・連携の強化を進めながら、青少年育成に係る県民の理解及び参画を促します。また、市町村民会議との連携を促進します。

2 青少年の自立と社会参加活動の促進

青少年の自立心や社会性は、彼らが夢や目標を持って創造的で活力に満ちた人間として成長していくために欠かせないものです。

そのため、青少年が自ら考え、判断し、計画し、実行するなど、自己実現の機会や活動体験の場を設け、学校や地域での体験などから自発的、主体的なボランティア活動などへの参加につながるよう、環境整備や機会づくりに努めます。

とりわけ、グローバル社会において、将来、リーダーとして活躍できる人材育成に取り組みます。

3 時代の変化を踏まえた家庭や地域社会の教育機能の回復・充実

将来、青少年が社会的に自立し、次世代の担い手になるために、豊かな人間性、社会性、自立心を育ませるのは、地域、学校、そして保護者のみならず社会全体の責務との認識が広がっています。

また、時代の変化により「家庭」をめぐる状況も多様化しています。

そのため、「家庭の日」運動を通じて、青少年育成に果たす家庭や地域社会の役割の重要性について理解を促進し、それぞれの教育力の回復及び充実に努めます。

4 青少年を取り巻く有害環境への対策と非行防止活動の推進

青少年の非行や犯罪、問題行動を防止するためには、まず保護者や大人が姿勢を正し、社会全体のモラルの向上を図るとともに、青少年を取り巻く社会環境の改善と整備に努めることが必要です。

そのため、大人や社会への啓発活動を展開し、青少年を見守り、保護し、良くない行動に対しては大人がみんな注意する地域の連帯感づくり、地域環境の点検及びその改善に向けて大人が声を出し行動する気運の醸成に努めます。

特に、インターネット上の有害情報を介した犯罪やトラブルから青少年を保護するため、関係機関が実施するイベントや啓発活動とも連動して、携帯電話等におけるフィルタリングの普及促進をはじめ、青少年のインターネットの安全利用についての取組みを推進します。

第2 事業計画

1 青少年育成県民運動の総合的な推進

(1) 県民会議の運営

○ 役員会の開催

- ① 期 日 令和8年（2026年）5月18日（月）
午後2時～午後4時
- ② 場 所 熊本県庁防災センター3階 303会議室
- ③ 内 容 総会提出議案の審議

○ 総会・記念講演の開催

- ① 期 日 令和8年（2026年）5月25日（月）
午後2時～午後4時
- ② 場 所 熊本県庁地下大会議室

③ 内 容

ア 議 事

- ・ 第1号議案 役員の承認について
- ・ 第2号議案 令和7年度（2025年度）事業報告について
- ・ 第3号議案 令和7年度（2025年度）歳入歳出決算及び監査報告について
- ・ 第4号議案 令和8年度（2026年度）活動方針及び事業計画（案）について
- ・ 第5号議案 令和8年度（2026年度）歳入歳出予算（案）について

イ 講 演

- ・ 講 師 熊本大学大学院人文社会科学研究所
准教授 高岸 幸弘 氏
- ・ 演 題 「子どもとの“ちょうどいい距離”の話
— 健やかな性を育む関わりのヒント —」

(2) 市町村民会議との連携

○ 市町村民会議との情報共有化

「青少年育成市町村民会議の概況」を作成し、各市町村民会議へ配布します。

(3) 青少年の被害・非行防止全国強調月間等の運動の推進

○ 青少年被害・非行防止強調月間（7月～8月）

こども家庭庁主唱の「青少年の被害・非行防止全国強調月間」に呼応し、令和8年（2026年）7月1日から8月31日までの2か月間を強調月間とし、実施要項を定めて関係機関に通知するとともに、市町村、市町村民会議との連携のもと、各運動への参加を広く呼びかけ、青少年の被害・非行防止に向けた取組を推進します。

(4) 熊本県青少年育成県民会議表彰

青少年の健全育成に関し優れた活動を行っている青少年、青少年育成者を令和9年（2027年）3月7日（日）の「家庭の日の集い」あったか家族コンクールの表彰式と併せて表彰し、その活動を称揚するとともに、活動事例を広く周知することで、青少年健全育成に関する広報・啓発を図ります。

(5) 広報紙「のびのびユースネットくまもと～青少年くまもと～」の発行

県と県民会議が実施する青少年健全育成に関する諸活動の周知のため、年1回（令和9年（2027年）3月頃）発行し、各小・中学校及び高校、特別支援学校、市町村、青少年育成関係団体、施設等に配布します。なお、今年度の作成にあたっては、配布部数の見直し、Web化の検討など効率的な広報に取り組みます。

(6) 青少年育成九州地区会議（熊本県青少年育成県民会議主催）の開催

- ① 期 日 未定
- ② 場 所 未定

(7) 青少年育成者研修会（こども家庭庁主催）への参加

- ① 期 日 未定
- ② 場 所 未定

2 青少年の自立と社会参加活動の促進

(1) グローバルジュニアドリーム事業

未来の熊本を担う肥後っ子に、台湾への派遣交流活動等を通じて、自分の夢と可能性を発見する機会を提供するとともに、世界の中の日本・郷土熊本に誇りを持ち、グローバル社会に視野を向けた子どもの育成をめざして実施します。

① 期 日

- ・ 事前研修会 令和8年（2026年）7月25日（土）
- ・ 本 研 修 令和8年（2026年）8月5日（水）～8月9日（日）
- ・ 事後研修会 令和8年（2026年）8月22日（土）

② 内 容

- ・ 木村知事による講話
- ・ 本研修（8月5日～8月9日） 台湾（高雄市）訪問
- ・ 高雄市の青少年たちとの交流
- ・ 半導体関連産業の学習
- ・ ホームステイ 等

③ 人 員

- ・ 小学6年生～中学3年生25名
（うち5人は、義務教育就学援助対象者及び児童養護施設入所者）
- ・ 高校生リーダー5名
- ・ スタッフ8名

④ 予 算

- ・ 県事業費 9,096千円
（県事業費内訳）
 県 費 6,232千円
 諸収入 1,770千円
（諸収入内訳）
 団員負担金 1,425千円（参加者負担金合計）
 県民会議負担金 345千円（就学援助対象者等5名分の援助）
- ・ 県民会議事業実施分 355千円（交流にかかる経費等、予備費含む）

(2) 第48回「少年の主張」熊本県大会

県内の中学生が、日常生活の中で感じ、あるいは考えていることを広く社会に訴えることにより、同世代の少年が周囲の人々や社会との関わりについてより深く考え、社会の一員としての自覚を持って行動するように促す契機にするとともに、少年の健全育成に対する一般の理解と関心を深めることをねらいとして実施します。

広く作品を募り、最終選考に残った各ブロック代表に県大会の場で発表してもらいます。

なお、最優秀賞受賞者については、県代表として、国立青少年教育振興機構の全国大会審査委員会により全国大会出場者選考が行われ、九州ブロック代表に選出されると、全国大会に出場します。

- ① 期 日 令和8年（2026年）9月5日（土）
- ② 場 所 ウイングまつばせ（コミュニティアリーナ）

3 家庭や地域社会の教育機能の回復・充実

(1) 「家庭の日」あったか家族コンクールの実施

「家庭の日」（毎月第1日曜日）運動の定着を図るため、あったか家族コンクールの開催等、子どもたちが家族・大切な人と過ごす時間を増やせるようあらゆる機会をとらえての広報啓発を行います。

家族・大切な人と過ごした楽しい思い出を絵につきやフォトにつきに表現してもらいます。また、インターネットを安全に利用するためのルールを話し合ってもらい、そこで決めたルールと、そのルールに込めた思いを表現してもらった「私たちの1か条」部門を併せて実施します。

- ① テーマ 「家族・大切な人と過ごした思い出」
（「絵につき」部門及び「フォトにつき」部門）
「インターネットを安全に使うための家庭のルール」
（「私たちの1か条」部門）
- ② 表彰 選考のうえ、各部門の優秀作品を表彰します。
- ③ 作品展示 県庁ホームページ、県内公共機関等

(2) 家庭の日の集い

「家庭の日」あったか家族コンクールにおいて、各部門の最優秀賞及び優秀賞を受賞された方を表彰し、本人たちへのインタビュー等を通して家族の交流の場を提供します。

また、県民会議表彰の表彰式も合同で開催し、各部門代表者による事例発表を通して青少年健全育成に関する周知を図ります。

- ① 期 日 令和9年（2027年）3月7日（日）
- ② 場 所 未定

③ 内 容（予定）

- ・ あったか家族コンクール表彰式（各部門の最優秀賞受賞者及び優秀賞受賞者）
- ・ 熊本県青少年育成県民会議表彰式
- ・ あったか家族コンクール作品紹介（インタビュー形式）
- ・ 熊本県青少年育成県民会議表彰事例発表

4 青少年を取り巻く有害環境への対策と非行防止活動の推進

（1）有害環境対策啓発活動

有害環境対策に関する啓発グッズを作成し、県民会議の主催事業への参加者等へ配布することで県民への意識啓発を行います。

（2）「家庭の日」あったか家族コンクールにおける「私たちの1か条」部門の実施

インターネットを利用する子ども本人と保護者が一体となって安全利用への意識を高めてもらうために、熊本県教育委員会が作成した「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」を活用し、「インターネットを安全に使うための家庭のルール」を家族で話し合っ決めて「私たちの1か条」部門を、あったか家族コンクールにおいて実施します。

【参考】（県事業）

①有害環境調査

警察、県地域振興局と連携し、現地調査を行います。

②未成年者飲酒防止・飲酒運転撲滅街頭キャンペーン及び熊本市一斉街頭指導出発式・街頭キャンペーンへの参加

酒・たばこの製造、販売、流通に携わる業界関係者、PTA・学校関係者、県、県警察本部、県教育委員会などが行う、未成年者の飲酒・喫煙防止対策についてのキャンペーン等に協力します。

第5号議案

令和8年度（2026年度）歳入歳出予算（案）について

令和8年度（2026年度）熊本県青少年育成県民会議歳入歳出予算書（案）

【歳入の部】

（単位円）

内訳 科目	令和8年度 予算額 (A)	令和7年度 予算額 (B)	増減額 (A)-(B)	摘要
補助金	505,000	632,000	△ 127,000	熊本県 (県民運動推進事業費) 505,000
寄付金	200,000	385,000	△ 185,000	熊本善意銀行 200,000
賛助金	30,000	30,000	0	県民会議会員からの賛助金 30,000
受託金	700,000	700,000	0	独立行政法人国立青少年教育 振興機構 (R8年度少年の主張熊本県大会) 700,000
雑収入	10	10	0	預金利息等 10
未収金	0	395,838	△ 395,838	
繰越金	593,940	411,294	182,646	
合計	2,028,950	2,554,142	△ 525,192	

【歳出の部】

(単位：円)

科目	内訳	令和8年度 予算額 (A)	令和7年度 予算額 (B)	増減額 (A)-(B)	摘要
1	運営費	100,000	150,000	△ 50,000	
	会議運営費	100,000	150,000	△ 50,000	総会・役員会の資料作成、 運営事務用品等
2	事業費	1,910,000	2,380,000	△ 470,000	
	(1) 県民運動推進費	100,000	100,000	0	県民会議表彰
	(2) 普及資料作成費	100,000	170,000	△ 70,000	広報紙作成配布
	(3) 少年の主張熊本県大会活動費	700,000	800,000	△ 100,000	大会の開催及び表彰
	(4) グローバルジュニアドリーム事業推進費	700,000	1,000,000	△ 300,000	事前・事後研修会、 本研修現地活動費等
	(5) 家庭の日推進事業費	300,000	300,000	0	あったか家族コンクール、 家庭の日の集い
	(6) 非行防止・社会環境浄化活動推進費	10,000	10,000	0	青少年健全育成啓発物品作成費
	(7) その他	0	0	0	
3	予備費	18,950	24,142	△ 5,192	
	予備費	18,950	24,142	△ 5,192	
合	計	2,028,950	2,554,142	△ 525,192	

熊本県青少年育成県民会議規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この団体は、熊本県青少年育成県民会議（以下「会議」という。）と称する。

(事務局)

2 この会議の事務局は、熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県環境生活部県民生活局くらしの安全推進課内におく。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第2条 この会議は、青少年問題の重要性にかんがみ、広く県民の総意を結集し、国及び県が行う施策と呼応して、青少年の健全な育成をはかることを目的とする。

(事 業)

第3条 この会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青少年の誇りと自覚を高めるための事業
- (2) 青少年団体を育成するための事業
- (3) 青少年の体育、レクリエーション、健全な遊びをするための事業
- (4) 職場における青少年の教育、福祉をはかるための事業
- (5) 健全な家庭づくりをするための事業
- (6) 青少年の非行防止をすすめるための事業
- (7) 青少年の事故防止をすすめるための事業
- (8) 社会環境の浄化をはかるための事業
- (9) その他、本会の目的を達成するための事業

第3章 会 員

第4条 この会議は、この会議の目的に賛同する個人及び団体をもって構成する。

第4章 役 員

(役 員)

第5条 この会議に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 理事は、部会長及び副部会長をもってあてる。

(選 任)

第6条 役員は、総会において選任する。

(職 務)

第7条 会長は、この会議を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序において、その職務を代行する。

3 理事は、会務の執行に当たる。

4 監事は、会計の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(任 期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じたときは、会長がこれを選任し、次の総会の承認を求めるものとする。

3 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、その任期が満了した後も、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(顧 問)

第9条 この会議に顧問をおくことができる。

2 顧問は、役員に諮り会長が委嘱する。

3 顧問は、会務について会長の諮問に応ずる。

第5章 会 議

(総 会)

第10条 この会議に総会をおく。

(招 集)

第11条 総会は毎年1回以上会長が招集する。

(議 長)

第12条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決事項)

第13条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算

(2) 事業報告及び決算

(3) その他総会が必要と認めた事項

(表 決)

第14条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 部 会

第15条 この会議の事業を実施するため、育成部会、家庭部会及び指導部会をおく。

2 部会は、次の各号に掲げる事業をそれぞれ実施する。

(1) 育成部会 第3条第1号から第4号までの事業

(2) 家庭部会 第3条第5号の事業

(3) 指導部会 第3条第6号から第9号までの事業

3 部会の運営その他部会に関し、必要な事項は、別に定める。

第7章 賛助会員

第15条の2 この会議の目的に賛同し、特別の援助・協力をする個人及び法人・団体等を賛助会員とする。

2 賛助会員に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 事務局

第16条 この会議の事務を処理するため、この会議に事務局をおく。

2 事務局には、事務局長その他の職員をおく。

3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

第9章 会計

(会計年度)

第17条 この会議の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第18条 この会議に要する経費は、賛助金、寄付金、助成金等をもってあてる。

第10章 規約の改正及び解散

(規約の改正)

第19条 この規約は、総会において、出席者の4分の3以上の同意を得て改正することができる。

(解散)

第20条 この会議は、総会において、出席者の4分の3以上の同意を得て解散することができる。

第11章 補則

(補則)

第21条 この規約に定めるもののほか、この会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、昭和41年11月21日から施行する。

附則

この規約は、昭和48年6月26日から施行する。

附則

この規約は、平成8年6月21日から施行する。

附則

この規約は、平成9年6月11日から施行する。

附則

この規約は、平成15年6月11日から施行する。

附則

この規約は、平成19年6月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

以下、名簿等は省略。